

# 浄化槽保証制度に関する規約実施要綱

制定 平成 23 年 10 月 3 日  
沿革 平成 25 年 5 月 10 日 平成 25 年 9 月 12 日  
令和 2 年 3 月 31 日 令和 3 年 5 月 14 日一部改正

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、新設される 50 人槽以下の浄化槽を対象とする浄化槽保証制度に関する規約の円滑な推進を図り、浄化槽に対する信頼を確保することを目的とする。

## 第 2 章 浄化槽中間立会検査制度

### (中間立会検査)

第 2 条 浄化槽中間立会検査（以下「中間立会検査」という。）は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）の立会検査員が浄化槽工事業者（以下「工事業者」という。）が担う浄化槽本体の据付工事の適正な施工を確保するために行うものである。

### (中間立会検査の申込み)

第 3 条 工事業者は、浄化槽の埋設日の 3 日前までに浄化槽中間立会検査申込書（様式第 1 号：立会検査員用）によりセンターに中間立会検査の申込みを行わなければならない。

2 工事業者が中間立会検査の日時等の変更を希望する場合は、土曜、日曜及び祝祭日を除き事前にセンターに連絡しなければならない。なお、中間立会検査の時間帯は、原則として午前 10 時から午後 4 時までとする。

### (中間立会検査の事前準備)

第 4 条 工事業者は、立会検査員が現場でのベースコンクリート打設の確認を容易にするため、本体据付け時のベース上への敷砂は、全体でなく本体部分のみとする。

2 工事業者は、中間立会検査日までに、浄化槽の据付及び水張りを行うものとする。

### (中間立会検査の実施等)

第 5 条 立会検査員は、中間立会検査結果報告書（様式第 2 号：立会検査員用）により必要事項を確認するものとする。

2 中間立会検査には、浄化槽設備士が立会うものとする。

3 工事業者は、浄化槽管理者からの委託を受けて中間立会検査実施後、法定検査の使用開始検査等申込書(センター送付用)を提出するものとする。

## 第 3 章 中間立会検査の特例

### (中間立会検査の特例)

第 6 条 中間立会検査の特例として、特別認定設備士（以下「特認設備士」という。）による施工の確認を行うことで中間立会検査の円滑な運営を図る。

### (特認設備士の認定要件)

第 7 条 センター会長（以下「会長」という。）は、次に掲げる事項を満たした者でなければ特認設備士として認定してはならない。

2 センターが開催する「新規登録設備士認定講習会」（以下「認定講習」という。）を受講した者

3 過去 2 年間浄化槽法及び建設業法等に違反行為がなかった者

### (認定証の交付)

第 8 条 特認設備士の認定講習の受講を希望する者は、新規登録設備士認定講習会申込書（様式第 3 号）をセンターに提出しなければならない。

2 会長は、認定講習を受講した者に特別認定設備士証（様式第 4 号）を交付するものとする。

### (特認設備士による中間立会検査)

第 9 条 特認設備士は、自ら施工する浄化槽工事に関して、中間立会検査を行うものとする。

2 特認設備士は、中間立会検査を行った場合、浄化槽中間立会検査申込書（様式第 1 号；特認設備士用）及び中間立会検査結果報告書（様式第 2 号；特認設備士用）並びに次に掲げる標識板を

掲示した工程写真に、使用開始検査等申込書(センター送付用)を添付して、工事完了後 20 日以内にセンターに提出しなければならない。

- (1)設置場所
  - (2)掘削工事 (水替え・山留め等)
  - (3)栗石地業
  - (4)基礎コンクリート (コンクリート養生後含む)
  - (5)本体据付工事 (水準器による確認)
  - (6)埋戻し工事(購入土等)
  - (7)スラブコンクリート工事
- (施工不備の措置)

第 10 条 会長は、中間立会検査において施工に不備が疑われる場合には、浄化槽保証制度審査委員会 (以下「審査委員会」という。) に付託するものとする。

2 前項の規定は、工程写真で施工に不備が疑われる場合も同様に適用する。

(認定の取消)

第 11 条 会長は、特認設備士が法令、定款及び規約等の違反行為を行った場合、認定を取り消すことができる。

(製造業者への報告)

第 12 条 センターは、中間立会検査を行った浄化槽について当該浄化槽の製造業者に使用開始検査等申込書(センター送付用)の写しを送付するものとする。

(資料の保存)

第 13 条 センターは、中間立会検査結果報告書及び工程写真等の資料を 11 年間保存しなければならない。

#### 第 4 章 浄化槽管理者等への引渡し立会

(浄化槽管理者等への引渡し立会)

第 14 条 浄化槽の引渡し立会は、浄化槽管理者 (管理者が確定していない場合はハウスメーカー) に対し、浄化槽の使用に際して遵守すべき内容を周知することで適正な維持管理を確保するために行うものである。

(工事業者の役割)

第 15 条 工事業者は、浄化槽管理者に確認の上で、浄化槽維持管理等委託契約を交わしている保守点検業者及び清掃業者 (以下「維持管理業者」という。) 並びにセンターと引渡し立会日の調整を行うものとする。なお、立会日は、浄化槽使用開始前の初回の保守点検実施日を兼ねることが望ましい。

2 センターが引渡日に立会いできない場合は、工事業者が浄化槽設置工事完了届(様式第 5 号)により確認を行い、センターに提出するものとする。

(センターの役割)

第 16 条 センターは、引渡し立会において、浄化槽設置工事完了引渡確認書(様式第 6 号)により確認するものとする。

2 浄化槽管理者に対しては、センターで作成した「浄化槽を使用される方へお願い」のパンフレット等を活用し、浄化槽の維持管理の必要性について説明を行うものとする。

(維持管理業者の役割)

第 17 条 維持管理業者は、浄化槽管理者に対して、浄化槽維持管理等委託契約書に明記されている保守点検及び清掃についての年間の回数と記録票の保管義務等について説明を行うものとする。

#### 第 5 章 浄化槽水質保証制度

(水質保証)

第 18 条 浄化槽水質保証 (以下「水質保証」という。) は、浄化槽からの放流水の水質検査 (BOD 検査) を行うことで、浄化槽の機能が正常に維持されていることを確認するために行うものである。

(水質保証の実施)

第 19 条 センターは、水質保証による水質検査を 7 条検査の概ね 6 ヶ月後に行うものとする。

2 前項の水質検査において、BOD 値が 30mg/L を超える場合には、11 条検査の概ね 6 ヶ月後に 2 回目の水質検査を行うものとする。ただし、11 条検査の BOD 値が 30mg/L 以下の場合を除く。

3 2 回目の水質検査で BOD 値が 30mg/L を超える場合は、現地調査と必要に応じてノルマルヘキサン抽出物質等の検査を実施して超過原因の調査にあたるものとする。

4 会長は、前項に規定する超過原因の調査結果を審査委員会に報告するものとする。

(保証シールの交付)

第 20 条 水質保証による水質検査において、BOD 値が基準値内と確認された場合は、センター保証シール(様式第 7 号)を当該浄化槽の委託契約を交わしている保守点検業者に交付するものとする。

## 第 6 章 浄化槽工事保証制度

(工事保証)

第 21 条 浄化槽工事保証(以下「工事保証」という。)は、浄化槽の設置状況に異常があると認められた場合、修補等の措置を講じることで浄化槽の機能の正常化を図るために行うものである。

(工事保証の登録)

第 22 条 センターは、工事業者から使用開始検査等申込書(センター送付用)が送付された時点で工事保証の登録を受付けたものとする。

2 前項に規定する登録を受付けた浄化槽のうち 10 人槽以下については、センターから一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)が実施している浄化槽機能保証制度に登録の申請を行うものとする。

(工事保証の保証期間)

第 23 条 工事保証による保証期間は、浄化槽の使用開始の日から 3 年とする。ただし、10 人槽以下の浄化槽については、10 年とする。

(工事保証の対象)

第 24 条 工事保証の対象となる浄化槽は、浄化槽管理者からの申立てにより浄化槽が施工に起因する漏水、破損、変形等による機能異常が判明した場合に修補等を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には保証は行わないものとする。

(1) 浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合

(2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合

(3) 地盤の変動、土砂崩れ等地盤の組織、地質又は地形に起因した事由による場合

(4) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合

(5) 浄化槽管理者等の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合

(6) 通常使用による消耗等による場合

(7) 植物の根等の成長による場合

(8) 浄化槽工事の技術上の基準に合致しない施工による場合

(保証申立ての審査等)

第 25 条 会長は、浄化槽管理者から保証申立書(様式第 8 号)を受付けた場合、7 条及び 11 条に規定する検査結果を確認するとともに速やかに当該浄化槽の現地調査を行った上で、審査委員会に付託するものとする。

2 会長は、審査委員会から工事保証の対象となる旨の報告を受けた場合、申立者に対し修補決定通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

(修補等の費用)

第 26 条 修補等に要する費用の負担については、当該浄化槽の機能の正常化のために必要な措置に要するもので、保証基金積立資産から支払うものとする。

- 2 前項に規定する1基当たりの修補等の限度額は、環境省が定める「浄化槽循環型社会形成推進交付金取扱要領」のうち、人槽毎の基準額を超えない範囲とする。

## 第7章 浄化槽保証制度審査委員会

(審査委員会)

第27条 審査委員会は、保証制度の業務に係る審査等を行うため設置するものである。

(審査委員会の所掌事務)

第28条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中間立会による施工不備に関すること
- (2) 水質保証によるBOD値超過に関すること
- (3) 工事保証による保証申立ての審査に関すること
- (4) その他全浄連の地方審査委員会の審査に関すること

(審査委員会の開催)

第29条 会長は、前条に規定する案件について事前調査等を行った上で、審査委員会に付託するものとする。

- 2 審査委員会の委員長は、付託を受けて審査した結果を会長に報告しなければならない。

## 第8章 要綱の改正等

(要綱の改正)

第30条 この要綱の改正は、理事会において承認を得なければならない。

(補足)

第31条 この要綱の施行に関し、必要事項は会長が定めることができる。

附 則

この要綱は、一般社団法人兵庫県水質保全センターの設立の登記の日（平成23年10月3日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、要綱第22条第2項により登録された10人槽以下の浄化槽については、平成25年10月1日以降に登録されたものについて適用する。
- 2 浄化槽工事業者から浄化槽管理者等への引渡しに関する運営要領は廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。